

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和6（2024）年6月3日（月）
開会 午後3時00分
閉会 午後3時20分
場所 みよし市役所 特別会議室

出席者（選挙管理委員会委員）

委員長	鈴木文生	委員	鈴木武久
職務代理者	深谷重穂	委員	三井哲

（書記）

総務部部長（書記長）	城千穂子	総務課主任主査（書記）	窪田大輔
総務部主幹（書記）	森田悟史	総務課主事（書記）	松浦あみ
総務課副主幹（書記）	押領司一詞		

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

- 挨拶
- 議題

(1) 選挙人名簿定時登録（令和6（2024）年6月）について

- 定時登録資格要件
- 選挙人名簿登録数（6月定時登録）
- 在外選挙人名簿登録者数
- 選挙権を有する者の50分の1の数の告示
- 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

(2) 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由の発生について

議題

名前	内容
押領司書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>はじめに、年度が改まり、事務局に異動がありましたので、ご挨拶させていただきます。</p>
書記長、書記	<p><挨拶></p>
押領司書記	<p>続きまして、鈴木委員長より御挨拶をお願いします。</p>
鈴木委員長	<p><挨拶></p>
押領司書記	<p>それでは、委員長の取り回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p>
鈴木委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題(2)選挙人名簿定時登録(令和6年6月)について、事務局より説明をお願いします。</p>
窪田書記	<p>議題(1)選挙人名簿定時登録(令和6年6月)について事務局より説明いたします。1 ページを御覧ください。こちらは令和6年6月定時登録における資格要件になります。1 定時登録の基準日は令和6年6月1日(土)で、登録日は、令和6年6月3日(月)、本日となります。3 登録要件は、(1)、(2)となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。登録要件の(1)国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、平成18年6月2日以前に生まれた者で、満18年以上の者になります。(2)住所要件としては、ア 令和6年13月1日以前の転入者で引き続きみよし市の住民である者、イ 令和6年2月1日から令和6年5月31日までの間に転出した者で、3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者、ウ 帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者となります。イのように、本市から転出した者であっても、転出後4か月以内の者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されます。</p> <p>4 抹消者については、次の3点のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。(1)は、令和6年1月31日</p>

以前に転出した者で、転出して4か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。(2)は、前回の基準日である令和6年3月1日から本日までに死亡した場合です。(3)は、欠格事項に該当した場合です。

5 その他「転出者」で表示される者とは、令和6年2月1日以降の転出者であり、先程の2登録要件の(2)住所要件「イ」で触れた、本市から転出したが、転出後4か月以内の者となります。

続きまして2ページを御覧ください。こちらは、今回の定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和6年6月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,869人、女23,770人であり、合計48,639人となります。下に、参考として前回の3月定時登録からの増減を示した表を記載しています。ページをめくっていただき、以下、3ページは投票区ごとの内訳表、4ページは前回と今回の定時登録時の投票区ごとの増減表、5ページは世代ごとの内訳表及び増減表となっております。

続きまして、6ページを御覧ください。在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。令和6年6月3日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男20人、女14人、合計34人となります。参考として前回3月の定時登録と比較し、男女ともに2名と女性1名が増えたものです。ページをめくっていただき、7ページは、在外選挙人が在留している国の内訳になります。

続きまして、8ページを御覧ください。こちらは、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名数を告示するものとなります。必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の1とされているため、その数は973となります。算出方法は、記載の計算式のとおりとなります。次のページを御覧ください。こちらは同じく地方自治法で規定されている「議会の解散請求」「議員の解職請求」「市長の解職請求」「副市長をはじめとする主要公務員の解職請求」「教育委員会の委員の解職請求」に必要な署名数を告示するものとなります。必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1とされているため、その数は、16,213人となります。こちらにつきましても、算出方法は記載の計算式のとおりとなります。以上が事務局からの説明となります。

鈴木委員長

ただ今、書記から説明がありましたが、御質問がございましたらお願いします。

鈴木委員長

減ったと思ったらまた増えてるんですね。年齢別のところを見ると、46歳から50歳のところだけで、115人も減少しているんですね。

<p>窪田書記</p>	<p>事務局から補足説明はありますか。</p> <p>補足にはなりません、前回の増減でも46歳から50歳までが52人減少しています。今回も引き続き、多い状態です。</p>
<p>森田書記</p>	<p>年齢構成で、高齢化により45歳から46歳になる方や50歳から51歳の年齢の枠で増減があったかもしれません。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>それでは、他に御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題1 選挙人名簿定時登録（令和6年6月）について、御異議ございませんか。</p> <p><異議無しの声></p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>御異議ないようですので、議題（1）選挙人名簿定時登録（令和6年6月）については、承認されたものといたします。それでは、続きまして、議題（2）選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由の発生について、書記より説明をお願いします。</p>
<p>窪田書記</p>	<p>議題（2）選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由の発生について、説明させていただきます。</p> <p>資料の10ページ、11ページを御覧ください。現在の選挙管理委員会委員及び補充員の任期が令和6年12月25日をもって満了となりますので、地方自治法第182条第8項の規定に基づき、この案のとおり、議長及び市長に、その旨を通知する予定としておりますので、御承知おきください。</p> <p>今後の予定につきましては、この通知をもって議会において候補者を選任することとなり、人選につきましても、議会に一任することとなります。</p> <p>また、候補者は議会において選挙することとなりますので、令和6年12月定例会において選挙いただくことを予定しております。</p> <p>事務局の説明は以上です。</p> <p>ただ今、書記から説明がありましたが、御質問がございましたらお願いします。</p> <p>それでは、御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題（2）について、御異議ございませんか。</p>

	<p><異議無しの声></p>
鈴木委員長	御異議ないようですので、議題（２）については、承認されたものといたします。
鈴木委員長	他に事務局より連絡等ございませんか。なければ、本日の選挙管理委員会を終了します。本日はお疲れ様でした。